

**模擬国連 2025年冬会議**  
**Position and Policy Paper まとめ C議場**  
**<12月24日 公開>**

大会フロントより

PPP の作成ありがとうございました。まとめが完成しましたので共有いたします。万が一、掲載に誤りがある場合は、質問フォームからお問い合わせください。なお、編集に際しては、以下の点をご承知おきください。

- ① 文末に議場に対する挨拶や交渉に関するメッセージが記載されていたものもありましたが立場や政策のまとめという観点から、それらは削除させていただきました。（「～と協力したい」という一般的な表現は国際協力に関する政策・方針として受け取ますが、「～と話したい、議論したい、一緒に DR を作りたい」というような表現で当日の会議行動に触れたものは交渉に関するメッセージになりうるため削除しました。）
- ② 複数回提出された場合は、原則最新のものを反映させるように努めましたが、作業が煩雑であり、本来は資料をこちらが差し替える義務はないため、仮に最新のものがまとめに反映されていなくても掲載内容の訂正は受け付けいたします。
- ③ 箇条書きや字数オーバーなど、書式のミスはフロント側に編集させてもらいました。

また、残念ながら PPP の未提出、不受理が見受けられました。全部の PPP が事前に共有できなかったことで会議の公平性が担保されず、他の参加者に迷惑がかかることがあります。その点についても、皆さんができる会議である以上、不都合や支障も含めて皆さん全体で許容していくかなくてはなりません。時間や会議行動において各自がしっかりと責任を自覚し、果たしていただくようお願いいたします。PPP 不掲載となつた大使は、初日冒頭の議長提案のモードが採択された場合は、必ず発言を希望し、その中で十分にご説明いただくようにお願いいたします。

## Bangladesh

In Bangladesh, there are numerous children who are engaged in work activities rather than going to school. Work in this case removes children's rights, harms their health, and in some cases ends their future, ultimately limiting their ability to escape poverty.

Poverty is the most significant factor behind child labor in Bangladesh. Due to the lack of alternatives for families that provide them with income, many families have no other way but to let their children go out and work to help support the family. The Government of Bangladesh is actively and enthusiastically working to bring education to all children. Although many households are willing to send their children to school, they are still unable to do it due to the high costs related to education (e.g., requisites for school, uniforms, learning materials). Making 34% of children unable to attend school. Additionally, early marriage in poor rural areas of Bangladesh has been a problem that causes the cycle of child labor to continue.

The Government of Bangladesh has taken the initiative to find out the root causes of child labor. Children are sometimes forced to perform jobs in bad conditions, and even be involved in hazardous and exploitative employment, which is considered extremely problematic. Moreover, the Government of Bangladesh has made significant progress in combating child labor by raising public awareness of child employment laws and strengthening their enforcement since 2018. In addition, the government launched a three-year, \$35 million initiative aimed at eliminating hazardous child labor by identifying and rehabilitating approximately 100,000 child laborers.

(2)

Bangladesh is committed to find out the root causes of the problem and make children safer. The Government of Bangladesh is convinced that poverty is the main reason that makes children susceptible to being forced into hazardous labor or early marriage. Bangladesh is of the opinion that tackling this issue requires a thorough and comprehensive plan. The plan is subdivided into objectives for short-term, medium-term, and long-term.

In the short term, Bangladesh recommends focusing on the improvement of local child protection systems to achieve early identification of children in risky and poor situations and effectively link them to the assistance they need. On top of that, the government seeks to prevent families from engaging in child labor by creating hotlines and delivering emergency aid to households that have suffered economic or climatic calamities.

In the medium term, Bangladesh recommends the implementation of a range of social protection measures such as school stipend programs and school feeding programs which act as incentives for school attendance, particularly for rural children who are victims of climate change. The issue of education accessibility especially for girls is very crucial for the strategy that the Government of Bangladesh has implemented to stop the exploitation. Bangladesh stresses that eliminating poverty and providing access to education are the most crucial steps towards the prevention of child exploitation.

In the long term, the Government of Bangladesh recommends to put money into the building of stable structures in schools which will be able to endure disasters. The building of strong and disaster-resistant schools will not only save schools from environmental hazards, but it will also assure that education is always delivered without interruption. Temporary Learning Centers will be operational in the flood-stricken in the displaced areas so that students can continue their education and not lose it for a long time.

For these reasons, Bangladesh thinks that protective measures for children and the prevention of child exploitation should be addressed through long-term and comprehensive approaches not only at the local level but also nationwide.

## Bolivia

ボリビア多民族国家は子供の権利保護を最優先事項としている。ゴール1に関し、2018年に就業年齢を14歳に引き上げたが、農村部では20.8%が労働に従事している。ユネスコの報告では、中等教育の完遂率が74%まで下落しており教育の断絶が深刻だ。ユニセフは地理的障壁が教育アクセスの障壁だと指摘している。ゴール2では、2014~23年に5169件の児童婚が登録されたが、2025年9月に例外なく全面禁止した。ゴール3・4に関し、政府記録では2023年に人身売買関連犯罪が22%増加した。UNODCは人身取引の8割が性的搾取目的と分析している。2025年にオンライン性的搾取防止法を可決したが、警察の技術力不足が課題だ。またCEDAWの報告では、家庭内暴力への相談窓口の人員不足が指摘されている。救出した被害者を保護するシェルターの維持費不足も、再搾取を招く深刻な課題である。

我が国は子どもの権利条約等を批准し、国際基準への準拠を強力に推進してきた。しかし、峻険な地勢や伝統文化と普遍的人権の調和といった独自の課題に直面している。我が国は主権を尊重しつつ、以下の政策を断行する。第一に、法的実効性の確保だ。先住民地域で「多民族法的対話」を推進するため、UNICEFに専門家の派遣を要請する。また、ILOに対し、遠隔地巡回用の公用車供与と、2030年までの農業専門監督官倍増に向けた研修プログラムの継続提供を要求する。第二に、教育による貧困の連鎖防止だ。「ファンシント・ピント給付金制度」の中等教育への拡充に向け資金援助を求める。36の先住民言語による教育の実効化に向け、ユネスコに教員育成支援を仰ぐ。移動学校の車両や寄宿制学校の建設資金についても、2030年まで国家予算を50%補完する形での継続的な財政支援をユニセフ等に求める。第三に、性的搾取と人身取引の根絶だ。UNODCにサイバー犯罪捜査ソフトの提供と技術移転を求め、あわせてシェルター運営と職員研修への支援を要請する。これにより、人身取引の被害者を正確に識別し、保護する体制を構築する。ボリビアは、国同士が手を取り合うことで、どんな場所に住む子も権利が守られ、安全に育つ世界を目指したいと考えている。すべての子どもが笑顔で学び、それぞれの文化に誇りを持って成長できる「子どもにふさわしい未来」を、共に作っていけることを心から願っている。

## Brazil

① ブラジルにおいて、児童搾取の三形態で最も件数と社会的影響が大きいのは児童労働である。2024年時点で、5~17歳の約165万人が児童労働に従事しており、これは児童人口の約4.3%に相当する。農業や建設業など危険を伴う労働も多く、約56万人が有害な形態の労働に従事しているとされ、教育機会の喪失や健康被害のリスクが高い。一方、児童婚は発生規模の把握が難しいものの20~24歳の女性の約26%が18歳未満で結婚または同居を経験していると言われており、少女の教育、健康、将来の選択肢に長期的な悪影響を及ぼす。また児童買春、性的搾取は報告件数が増加傾向にある。統計が不完全で件数は把握しがたいが被害者一人一人に与える身体的、精神的被害は極めて深刻で回復に長い時間を要する。また、これらは犯罪組織や人身取引と結びつくことが多く、子供の尊厳、発達、安全を著しく脅かしている。これらの問題に共通する課題は、法制度だけでなく、貧困削減、教育支援、被害者保護の強化が同時に求められている点である。

②

(削除)

「家庭の経済的余裕」を即時に作るために低所得世帯に条件付き子ども保護給付金を毎月出す。条件は次の三つである：子供の就学、18歳未満の結婚禁止、児童労働への不関与。給付されるお金はブラジル国内から出すのが最適だが、すでに高い公的債務が試算されているためブラジル政府は債務の増加及び赤字拡大を抑える必要があるが、短期的なので、既存のBolsa Famíliaという貧困家庭への福祉制度を拡張することで新しい制度を作ることによる負担を減らす。しかし、国内財源だけでは足りないため、国際機関のユニセフやILOからの支援を協議する必要があり、これは後の中期的な政策と兼ねて行う必要がある。

(削除)

学校ベースの保護・支援モデルの作成。短期的な対策で少しでも子どもの負担が減ったこと

を確認できた後にこれを試行する。内容は無償での給食と教材の提供、スクールカウンセラーの常駐、さらに学校からの児童搾取の三形態の直接的な通報ルートの作成である。

支援金は国内財源と国際資金の両方からを望む。

国内税収では主に違法労働や人身取引への罰金を児童保護基金へ回すことが正当性が高いと考えられる。国際支援では世界銀行、米州開発銀行などとの検討が必要である。

(削除)

地域単位の包括的貧困削減がある。内容としては、親世代の職業訓練、女性の雇用促進やスマム地区のインフラ改善である。ここで重要なのは世代間で問題を再発させないための持続可能な支援である。教育水準を向上させることにより、労働生産性を上昇させることに成功し社会保障に再投資できるようになり資金が循環する構造を作り上げることができる。大企業のCSR投資やサプライチェーン監査への参加、教育、職業訓練への寄付・投資が必要になってくる。

## Cambodia

子どもは、尊重されるべき権利の主体である。我が国はこの理念を1989年の子どもの権利条約をはじめとした国際条約への批准から、世界に示してきた。しかし、条約として紙の上に記された言葉はすべての子どもの幸せを守れているだろうか。残念ながら、答えは否である。国内では今なお、子どもの権利侵害が現実として存在している。

我が国は近年、縫製業や観光業を中心に経済成長を遂げてきたが、その成果は社会全体に均等に行き渡っているとは言い難い。農村部では貧困が依然として深刻であり、教育へのアクセスにも大きな格差が存在する。このような経済的に不安定な環境下で、児童の権利侵害が生じている。

我々は、児童の人身売買への対応を、児童売春、児童婚、児童労働といった複合的な問題を生む「供給源」解消の第一歩と考えている。具体的な短期的措置として、主要な移動拠点に児童保護を専門とする監査官および通訳を常駐させ、身分証未所持の未成年者を確認後、迅速に保護の要否を判断できる運用体制を講じることを提案する。

その他の複合的な問題への短期的アプローチについて、我々は「発見」と「保護」に重点を置く。児童売春や性的搾取に対しては、医療、教育機関と連携して観光地等での監査による被害児童の早期発見と、児童の保護や心理ケア等、安全確保を最優先に支援する。児童婚は、子どもの権利条約や女子差別撤廃条約に照らし、子どもの幸福と将来を損なう行為であると国際的に再確認する。婚姻手続きでは専門家の監査を行い、被害児童は必要に応じてシェルターで一時保護する。児童労働については、危険な労働に従事していないかを定期検査や通報制度で監視し、違反があれば即時に引き離し、家族へ生活支援を行う。

これらの措置は、被害を被る一部の子どもを救うための緊急対応に過ぎず、子どもの権利侵害を生む構造的要因の解決には至らない。したがって、長期的アプローチでは子どもの権利侵害の背景にある社会的・経済的要因に目を向け、その解消に重点を置いた対策が求められる。そこで我々は、長期的アプローチを経済支援と教育制度の確立の2点から進めたい。

前述のとおり、家庭の貧困が児童の権利侵害の背景となっている。したがって、貧困家庭への経済的支援が解決策となる。また、児童保護シェルターの運営にも費用が必要であるため、国際基金の設立による経済援助の必要性を強く訴える。

教育の欠如は、安定した収入のある良い職に就けない原因となり、貧困の負の連鎖を生む。

この現状を啓蒙するとともに、国内の学校増設などを通じ、すべての児童に学ぶ機会を提供する必要がある。また、学校建設に限らず、国外の教育団体の活動を積極的に受け入れることも有効な手段である。

条約締結はゴールではない。条約とは行動によって初めて完成する設計図である。  
世界中のすべての子どもの笑顔のために、今こそ私たちが行動を起こす時だ。

## Canada

連邦法により、16歳以上は結婚することができる。18歳未満（未成年者）は州によつては、親の同意や裁判所の許可があれば可能。しかし、国際的に規定されている児童婚は2000年から2018年の間に3600人を超えており、とくに女性が多い。また、18歳未満の結婚を完全に禁止していないという矛盾が指摘されている。

2023年に成立した、サプライチェーンにおける強制労働及び自動労働の防止に関する法律では、サプライチェーン上の強制労働・児童労働リスクを開示することにより、防いでいる。またUSMCAでも児童労働又は強制労働により生産された商品の輸入を禁止している。

カナダでは、オンラインでの性的搾取が主になっている。2022年の警察報告ではオンライン児童ポルノや性的搾取が160件 / 100,000人の子どもに行われたと報告された。しかし、オンラインで匿名性が高いから捕まりづらいことや、法の執行能力が高くなく、解決率が低いことが課題となっている。

子どもの人身取引に関しては男女両方に対して、被害があるが特に女児への被害が多い。課題として、オンラインでの取引が主流なため、捕まりづらいということだ。

このように、先進国でオンラインが発達しているからこそ、子どもの搾取が複合的に発生している。

カナダは国際的な基準とのギャップを認識して、国際基準を尊重する立場をとる。

そのために、18歳未満の婚姻を原則として禁止する法整備を促進していく。

企業に対し、児童労働のリスクの調査、公開報告、改善措置を義務付ける。また、政府が中心となり、児童労働を使用していないことを確認した衣類や食物に認証マークを付与する制度を作っていく。根本から児童労働を無くすため、学校に行かせる環境を作っていく。

子どもの性的搾取についてはオンラインでの搾取という点が重要となる。そのため、取引が行われる基盤であるSNSなどで規制をかけられるようにすることや、通報や削除の迅速化を図ることが必要だ。また、被害者児童に対するケアを行い被害者への二次的被害(セカンドレイプ)を防ぐことが必要である。そして、子どもがそのような被害に遭わないように国全体として教育を施すことも大事だ。

人身取引に関しても、オンラインでの規制や被害児童に対するケアを行なうことが必要であろう。

我が国は、子どもの搾取を重大な人権侵害と認識し、児童の権利に関する条約(CRC)の締約国として、国内外の政策を通じて子どもの保護を推進する立場を取る。

全ての子どもを18歳未満という共通基準で保護し、搾取を「起こさせない・見逃さない・回復を支える」社会を実現する。

州ごとに異なる法を国全体で統一することや、このような現状に関するデータの収集、事件の早期発見を行うことで子どもを守ることが必要である。

## Chad

1. 自国の児童労働、児童婚、児童買春・性的搾取、人身取引問題は、依然深刻な状態にあり、その背景には共通した国内の状況が考えられる。自国はその中でも貧困と、それに起因する諸問題が子どもの権利侵害に多大なる影響を与えていていることを認識している。経済的または社会的に脆弱であることは、子どもの権利を直接的に侵害するほか、侵害されうる状況に巻き込まれるリスクを高める。またここで国内には経済的・社会的要因以外の要因で脆弱な立場にある国民も存在することを補足する。さらにこれらの内的要因に加え外的要因として難民の流入が国内情勢に深刻なダメージを与えている。そういう

った状況を踏まえ、チャドは問題解決のために、これまでに批准した国際条約に基づき、様々な取り組みを行ってきたが、国内の情報共有体制が不完全であることから、状況に対して適切かつ十分な施策として機能させることができていないというのが現状だ。

2. 自国はまず初めに、議論及び問題の現状と、議論の方向性を共有したいと考えている。いわゆる長期的なアプローチだ。その上で、以下の政策の提案を行う。自国の児童搾取問題の根底にある貧困問題は、周辺諸国の紛争による避難民の増加、対外援助の大幅な削減によるインフラ整備の不足により、その改善には至っていない。このような状況から自国は、即時優先的な最悪な形態の児童労働の根絶に向け、その根本的な原因である貧困をなくすため、農村地域、非公式移住地、人道支援現場などの恵まれない地域に対して、児童婚、早期結婚、強制結婚を終わらせるための努力を積極的に支援するため、国際的な財政支援と教育支援の増強を検討するよう求める。やはり児童婚の根底には貧困層の教育不足があるため、短期的かつ長期的に見ても貧困層への教育を行なっていくことで次世代に児童婚の危険性を伝えていく必要がある。また、自国は世界的に見ても貧困率の高い国であり、そのような取り組みを行っていく上で必要な資金が自国内で調達できないことから、金銭的支援も必要としている。また、もう一つ自国が提案する政策として、各国に対し、今の現状を正確に把握することを目的としたモニタリングシステムの技術支援と、その技術を用いて各国が共通の調査を行うことを要請する。すでに様々な国際機関が調査を行っているが、各国のモニタリング力が異なっていたり、各国の政府が把握しきれていない難民問題があるなど、データギャップが存在している。このデータギャップを解消するためにも、世界全体として足並みを揃えるためにも、まずモニタリングシステムの整っていない国に対して、適切かつ十分な調査を行うための技術支援を行っていただきたい。今回の会議は世界全体として一つの方向を向いて話し合わなければならない会議であることを各国の大天使が認識し、短期的な対策だけでなく長期的な対策も合わせて取り組んでいくことが大切だと考えている。

## Egypt

エジプトでは、児童労働、児童婚、児童人身取引、児童の売春といった深刻な児童の権利侵害が依然として続いている。多くの子供たちが被害に遭っている。被害を受けた子供は、心身に大きな傷を負うだけでなく、将来の可能性を奪われ、貧困の連鎖から抜け出せなくなっている。児童労働については、エジプトこども法た労働法により、15歳未満の就労や危険な労働の禁止、労働時間の規定が定められている。しかし現実には、貧困を理由に農業や建設現場での労働を強いられ、教育を受ける機会を失っている子どもがいる。また、法律では結婚年齢を18歳以上と定められているにもかかわらず、農村部では、経済的理由や伝統的慣習から未だ児童婚が行われている。その結果若年で出産し、健康被害や、教育機会を失った女性が大勢いる。躍起なことに、教育の機会を得られなかった母親の子供は、出生登録がされない割合が高く、これが児童婚のリスクを高め、負の連鎖を起こす。さらに、人身取引防止法によって児童の人身取引や売春は厳しく禁じられているが、被害は後を絶たない。

これらの背景には、貧困、教育制度の不十分さ、伝統的習慣、法の執行力の弱さといった共通の課題がある。根本的な解決を図るには、これらを同時に改善する必要がある。また、短期的、中期的、長期的、それぞれの段階の対策を練る必要がある。第一に、貧困対策と教育推進を一体で進める。具体的には、まず食料や学用品を無償で提供する。それによって子供を学校に通わせ始めた家庭に補助金を支給する条件付き現金給付を行なうことで、家庭内の経済負担を減らし、就学を継続させることができる。第二に、伝統にしばられた地域社会の意識改革を行う。地域リーダーや宗教指導者を巻き込み、教育が子どもたち本人だけでなく、地域全体の発展にもつながることを家族やコミュニティに伝える。第三に、子供自身が将来を選択できる力を身に着けさせる。ライフスキル教育や職業訓練ができる場所を設け、女子が自立し、児童婚や搾取を否定できるようにする。第四に、被害を受けた子供が孤立しないよう、法的支援やカウンセリングを提供する。第五

に、農村部や家庭内での異変を早期に発見し対処する。例えば、警察のみならず入国管理局、議員にも人身取引対策の研修をさせ監視を強化、通報や相談ができる窓口の周知、地方自治体、学校、保健員の連携を強化する。加えて、学校教育の役割も大きい。学校で農業を体系的に教えることで、農業に関心をもつ子供が増えれば、将来エジプトの国益につながる。また、子供たちが自分たちのおかれている状況を理解できるよう、児童婚の有害性などを子供向け漫画で伝えるなどの工夫をし、被害を予防する。

### Ethiopia

エチオピアはアフリカ大陸の東に位置し、人口はアフリカの中で二番目に多く、その中に約80の民族が共存している。そんなエチオピアは近年高い経済成長を遂げているものの、農業など一次産業がメイン、インフラが整っていない、教育が行き届かず人材が育たない、紛争が相次ぐなどの原因により低所得国となり、貧困によるたくさんの問題を抱えている。また、アフリカの中でも植民地支配をほとんど受けなかった数少ない国の一ではあるものの、多くの民族を抱えていることや民族連邦制という政治システム、法整備の未発達などに起因し武力紛争が相次ぎ、避難生活を強いられたり、家族と離れ離れになったりする国民が多い。このような貧困問題と紛争問題が子供の権利侵害につながっているといえる。具体的には、貧困から逃れるため子供を学校に活かせず働かせて家計のサポートを使う、紛争で家族と離れ離れになった子供を児童労働や性的搾取に使うなどの問題が起こっている。また、法整備が行き届いていない少人数の村が多く、法よりも長老の意見や村の文化を重視する風潮があるため「女の子は早く子供を産んだほうがいい」「女の子に教育は必要ない」「誘拐結婚」というような行為や考えが正しいとされてしまっている。

エチオピアの子供の権利に潜む問題は①貧困と②伝統の二つに大別され、それぞれに基づく対策を講じなければいけない。まずは貧困に関してである。貧困は児童労働や搾取の大きな原因となっているが、これらの対策は緊急事態の支援、基本的な生活の復旧、未来への希望（計画性の確保）に分けられる。緊急事態の支援、というのはエチオピアに多い紛争や干ばつで生活を破壊されてしまった世帯への食料や水などの供給である。これらの対策は一時的にはなるが多くの人に必須のものであり、ADRA JAPANなどの団体がこれを行なっている。基本的な生活の復旧とはWVをはじめとする様々な団体が行う灌漑設備の強化や種子提供、家畜の導入などにより農家の収入を増やすことである。子供の食料の確保になる学校給食などを理由にこれらと同時に子供の教育に関する啓発も強められている。未来への希望とは、農業などの計画を立てることで暮らしの将来性を確保することは勿論、前述の啓発もこれに入り、子供を学校に行ってもいいと思えるような状況を作り出すことが重要である。紛争でトラウマを負う子供達への心理的なケアも行われており、子供の健康・大人の安定性などがこれに該当する。これは3段階のうち子供の権利構築において一番密接に関わっている点であり、「働き手」として捉えられている子供をいかに労働から切り離すかが論点となっている。

伝統に関しても、長老制度や誘拐結婚など児童の搾取の根深い原因の一つである。これらの対策としては、論理的な制度の活用というよりは、直接的な啓発がメインとする。

このように我々の政策は現在行われている支援の強化とする。その (字数オーバーのため削除)

### France

フランスは社会保障が比較的充実しているため、子ども多くは安定した環境で生活しているとされています。

一方で、国連子どもの権利委員会は依然として深刻な課題の存在を指摘しています。特に問題視されているのが、移民や難民の子どもへの対応です。既存の社会福祉サービスへの組み込みが不充分であるがゆえに、多くの子どもが衣食住ならびに医療など、いわゆる文化的な最低限度の生活を送れていません。さらに、家庭内暴力や虐待の通報件数は年間約10万件にのぼり、保護体制の強化が求められています。問題の多様さや根深さから、社会における諸問題が、最も立場の低い子ども、特に貧困層の子どもを通して顕在化されていると捉え

るべきです。そのため、これらの課題に対処するには、差別の是正、保護制度の改善など包括的な政策が必要です。

フランスは人権宣言を世に生み出して以降、自由民主主義の先兵として専制と隸従の前に自由の旗を掲げてきました。人として、市民として、私達は人権を持っています。それは大人だけでなく、子どもにも言えることであるのは言うまでもありません。

その「子どもの権利」が侵害されているというのが BG に示される現状ですが、その要因には二つ、経済的な苦境と文化的価値観の違いがあるように思えます。

経済的な苦境は万人にとっての苦痛。そこに幸福を見出することはおよそ難しいことで早急に改善すべきでしょう。しかしながら、苦境は歪な社会構造ゆえに起こるのであり、であれば社会構造の抜本的改良が必要です。包括的な経済成長と国内で富が再分配される社会構造を全世界に実装し、経済的旧体制を打破することはフランスの理想に他なりません。

翻って、文化的価値観はその根深さ、特にネーション独自の幸福論と強く結びついているケースが多く見られるため、矯正する場合には混乱と不和を生む可能性が多分にあります。事実として、私たちは欧州の価値観を植民地に押し付けて「文明化」を進めたという過去を持ちます。また、民主主義の真髄は参政にありますが、全ての国家が国民国家ではなく、また集うのがネーションではなくステートの代表であるこのような会議を以て、ネーションの意見を存分に反映した有効で現実的な解決策を打ち出せるとで我が国は断言できません。

私たちはここ半世紀以上に渡り先進的な道徳を普及させてきました。その結果、世界はより良いものとなってきています。しかしながら、理想を追う頭に足元がついていくとは限らない、という事実も露呈されてきました。私たちは、最終的に事態を収束させるのは市民一人ひとりであるとともに、市民は議場ではなく彼ら自身の町や村に生きていることを認識する必要があります。普遍的人権が崇高であるからこそ、その理念を損なうような事態を避け、人々の幸福な繁栄を作り上げることがフランスの願いです。

## Germany

①自国は子どもの権利が侵害されている現状を重く受け止め、長年改善に努めてきた。現状としては、子どもの権利条約に批准し、ILO の中核的労働基準に基づく厳格な労働時間法、18歳頃までの義務教育、結婚可能年齢の18歳への統一など、子どもの権利に関する法整備が進んでいる。また、ICMEC の推奨基準にも実質的に準拠し、移民に寛容であるが、宗教的価値観より国内法を優先する立場をとる。加えて ILO 等を通じ、複数の途上国に対し児童労働対策にも資金援助を行っている。一方で、児童ポルノの法規制は不十分である。2024年には児童への性的搾取が約 18,000 件記録され、その中でもオンライン搾取が最も深刻だ。また、EU で議論されているチャットコントロールに関しては、基本的人権侵害を理由に慎重な立場を示しており、対策の在り方が課題となっている。

②1つ目に、インターネットに普及に伴い、オンライン上の自動搾取が深刻な問題となっている。違法サイトの監視は困難であるが、一方でインターネットは教育を届ける有効な手段でもある。そこで本政策では、貧困や早期結婚などで教育を受けられていない、またが受けられなかつた子どもに、オンライン教育支援を提供する国際システムを整備することを提案する。読み書きや計算に加え、権利や健康、児童搾取のリスクについて多言語で学べ、匿名受講も可能とする。また、修了者には国際機関認定の修了証を発行し、職業訓練や正規教育へつなげる。インターネット環境のない地域では、オフライン教材や学習拠点を整備し、受け入れ国の現地政府や NGO と協力して持続可能な教育環境を構築する。本政策は、教育不足による貧困や児童搾取の連鎖を防ぎ、インターネットの有無に関わらず、すべての子どもに公平な学習機会を提供することを目的とする。

2つ目に、自国は望まぬ妊娠をした若い女性の匿名相談や匿名出産、養子縁組といった支援

制度が十分に整っていることを前提としているが、それでもなお支援にアクセスできない人々が多く存在する。そのため、国連及びUNICEFの監督のもと「赤ちゃんポスト制度」を最終手段として導入することを求める。この制度は、国内に不法滞在状態にある移民や極度に孤立した女性が、安全に赤ちゃんを手放せる手段を提供することを目的としている。新生児の命を守ると同時に、出産直後の遺棄や殺害などの犯罪を未然に防ぐことを狙いしており、追い詰められた女性に対して安全な選択肢ができるということを社会全体に示す役割を果たす。この制度は児童婚や若年妊娠の影響が深刻な地域において、児童婚の結果として生じる被害を最小限にするために補完的かつ人道的な政策であると言える。

### Ghana

①児童労働に関しては、カカオ農業や漁業、鉱業、路上労働などでの危険労働や強制労働、児童買春が見られる。教育環境の不足や貧困、文化的に根付いた認識などが主要な原因である。法制度は国際基準を満たしていないものがあり、労働監督官や資源不足により法執行が弱いことが課題である。児童婚に関しては、ガーナの少女の16%が18歳未満で児童婚に巻き込まれている。結婚可能最低年齢は児童権利条約に基づき18歳と定められているが、児童婚が発生する原因として、経済的な問題や、ガーナの慣習から児童婚への違和感を感じる国民が少ないことがある。実際には政府機関と国際機関同士の連携等により、児童婚の削減に努めている。しかし、主にガーナ北部では未だに性別役割分業意識が根強く、児童婚が絶えず行われているのが課題だ。性的搾取については、貧困や男女不平等、農村から都市への移住を背景に、商業的性的搾取が問題となっている。少女が金銭などを引き換えに性的行為を強要される事例があり、CSAMが1年間で4万5千件以上確認されるなど、オンライン上の性的搾取も急増している。また、近親者による非商業的性的搾取も深刻である。しかし、文化的な要因や身内が加害者であることから、被害が開示されずに実態が過小評価され、取り組みの成果が限定的であることが課題である。

②児童労働に関する政策は次の通りである。第一に、国際基準に準じた法整備を行う。例えば、違法活動での子どもの利用の明確な犯罪化や、危険労働の禁止対象の拡大などである。第二に、労働監督官と資源の確保により法の執行力を強化する。第三に、捜査機関や福祉機関の連携を強化し、捜査から起訴への体制を整備するとともに、被害児童を保護する。第四に、教育費負担の軽減やソーシャルプログラムの拡充によって背景要因に対処する。児童婚に関しては、政府やコミュニティの監視があるものの、活動がどれも直結しているわけではないため、社会全体が一つになり児童婚廃止のために動く必要がある。政策は次の通りである。第一に、女児への教育機会の確保がある。少女達の親に、教育を身近に置くことで、学校の中退が減り、児童婚の減少に繋げることができる。第二に、男尊女卑の価値観に変化をつけるため、親達へのセミナーの開催だ。児童婚の恐ろしさを伝え、減少を促進する。性的搾取に関する政策は次の通りである。第一に、初等・中等教育において、性的搾取のリスクや被害の報告方法などの知識を教える性教育を必修化する。第二に、学校にカウンセラーなどを配置することで、子どもの保護体制を強化し、被害の非開示問題に対処する。第三に、全国レベルでの被害実態の把握を継続的に実施し、着手すべき課題を明確にして法執行を高める。第四に、文化的に根付いた意識の改革や被害の啓発キャンペーンを援助し、促進する。

### Guatemala

グアテマラでは、様々な児童搾取が見られる。その中でも2024年に保護施設で支援を受けた子供のうち、多かった搾取形態は性的搾取(50%)で、次いで労働搾取(33%)であった。

児童労働に関しては、主要産業である農業が関連している。実際、輸出用作物は大規模プランテーション農業で生産されているため、労働力として子供が働かされている現状がある。さらに、児童婚に関して、途上国では、3人に1人の女の子が18歳未満で結婚していると言われている。これは、貧困により教育費を払えないことや、結婚は親が決めるべきものという慣習が広まっていることに起因していると考えられる。次に、性的搾取に関して、被

害者の多くは、仕事を装った欺瞞的な勧誘や脅迫によって商業的性的搾取に巻き込まれ、場合によっては経済的理由から親や保護者によって売られることもある。最後に、グアテマラでは子供の人身取引が広く行われており、政府は対策を進めているが、警察や公務員の汚職や支援不足により、依然として深刻な状態である。

上記のような課題に対して、教育、保健、社会保障サービスの向上を通じて人的資本の質を継続的に強化することが、特に現在の状況と移民に影響を与える要因の変化を考慮すると、グアテマラの長期的な成長を促進する鍵となるといえる。

まず、児童労働について、児童労働の取り締まりを強化するとともに、子供を学校に通わせている家庭への条件付き現金給付や、親への雇用支援を行う政策といった、家庭の経済状況を改善し、子どもが働くなくても生活できる社会を作ることが重要である。次に、児童婚について、結婚最低年齢を厳格に守る法制度の徹底、女子教育への奨学金制度や地域社会への啓発活動を通じて、「結婚より教育」という選択肢を社会全体で支えていく必要がある。また、児童買春や人身取引に対しては、厳しい処罰を行うだけでなく、児童を保護する専門機関の設置と相談体制の強化や、被害にあった子どもへの心理的・教育的支援、観光業や地域社会と連携した防止プログラムの実施などの、被害児童の回復と社会復帰も重視する。そうしたなかでも、やはり重視すべきことは、根本的な解決に向けた、加害者および被害者の経済的安定と意識改革の政策である。具体的には、当事者らが生産する生産物に対し、国際的に買取価格を上げることや、先住民に対して国家主導で現代の制度及びモラルを植え付けることが挙げられる。

さらに、これらの問題は一国のみでは解決が難しいため、国際的な協力が必要である。国際労働機関やユニセフと連携した制度整備、先進国による教育・司法分野への支援、周辺国や国際機関との情報共有を通じた人身取引の防止、国民の経済的安定をもたらすための国際間におけるフェアトレードの推進、といった国際的な取り組みこそが、世界中の子どもが安全に安心して成長できる社会を実現するための道であるのだ。

## India

① ここでは今回の議題である「児童搾取の根絶と子供の権利の保護」において、我が国の現状を本議題のゴールごとに述べたのち総括を示す。

まず、児童労働に関して、我が国ではとりわけ教育体制が不十分である農村部や貧困層における肉体労働や単純労働への従事が問題になっていたが法改正や官民連携強化により2001-2011年で約65%減少するなど効果をあげている。

次に児童婚について、我々は特に農村部や貧困層の間で強力な民族慣習やジェンダー・バイアスに強く影響されており、女性児童がその対象になっている現状がある。過去からその民族慣習の筆頭であるダウリーを法律で禁止したり、女性への教育など対策は実施されているがその効果は前述した深刻化している農村部や貧困層には波及していない現状がある。

そして児童買春・児童の人身取引について、我が国ではネパールとの人身取引が度々問題になっており、特に教育が行き届いていない貧困層等が標的となっている。現在においても年間7000人の人々が被害に遭い、その多くが子供である。過去より法規制や国境警備の強化やNGOによる被害者の保護、女性児童への教育などを対処しているが依然として解決していない。

最後に総括すると、我が国では貧困層や農村部への教育や法整備の効果が滯り形骸化してしまっていることが大きな課題であると言える。

② ここでは①の現状を踏まえて今会議で我が国が提案したい政策を理由とともに述べる。

まず挙げたいのは短期的アプローチとして実施されてきた、法整備などの政府によるトップダウン政策、NGO等が先導して行ってきた被害者の保護などの様々なアプローチの整理そしてその効果の見直しである。以下に理由を示す。

①でも示したように我が国では児童搾取への対策が多く実施されている。しかしそれが複合的に絡み合うことにより対策のどの段階で問題が起きているのか、どのセクターへのアプローチが未熟であるかなどの短期的なアプローチに対する「次」のアプローチを創出し歩み

を進めることができない状況が続いている。そのためそれらのアプローチを評価する体系が必要だと判断したからである。

次に、貧困問題に対するアプローチとして彼らを保護する制度の提示や政策の共有を強く提案したい。以下に理由を示す。

我が国ではとりわけアプローチ（法整備、教育など）に対する貧困層や農村部の国民の鈍感さが大きな課題になっている。また、この「鈍感さ」の背景には貧困層や農村部の国民が人権保護以前に日銭を稼がなければ首が回らない、その生活の余裕のなさにあると言える。そこで彼らに経済的支援をする、のではなくむしろ我が国は現行の彼らを保護する制度を明確に伝え、その利用を促すことにあると考えたためである。（新たに経済支援策を講じてもそれにまた「鈍感さ」が働いては意味がないと考えた）

以上である。

## Indonesia

Today, we would like to address three major issues: the eradication of child labor, the elimination of child marriage, and the problem of sexual exploitation, and finally present our proposed solutions.

First, regarding child labor, it is reported that approximately 1.01 to 1.27 million children in Indonesia are engaged in child labor. The national child labor rate is estimated to be around 1.7 to 2.8 percent. While many children attend school while working, a certain number are not enrolled in school at all. Child labor is more prevalent in rural areas, and therefore we would like to focus particularly on rural communities.

Indonesia has laws that in principle prohibit employment under the age of 18, while allowing children aged 13 to 15 to perform only light work under strict conditions. However, despite these legal frameworks, monitoring and enforcement in rural areas remain insufficient, which continues to be a serious challenge.

Next, regarding the elimination of child marriage, it is estimated that among women aged 20 to 24 in Indonesia, approximately 9 to 16 percent were married before the age of 18. In contrast, the proportion among men in the same age group is much lower, at around 1 percent. Although figures vary by region and survey, at least one in nine women is reported to have experienced marriage before the age of 18.

Following a legal amendment in 2019, the minimum legal age of marriage was raised to 19 for both men and women, even with parental consent. However, a system still exists whereby marriage under the age of 18 can be permitted through applications to religious or local courts. Tens of thousands of such applications are submitted each year, and this exemption system remains one of the factors allowing child marriage to continue.

The causes of child marriage include poverty, lack of education, and social and religious norms. Girls from economically disadvantaged households are particularly vulnerable, and in some regions, early marriage is still viewed positively due to traditional values.

Currently, we place the greatest emphasis on reviewing village rules and community norms. In particular, we have established youth-led awareness groups, known as Youth Forums, which allow children themselves to take action. These groups serve as safe spaces for children who find it difficult to speak directly to adults, and they help convey children's true voices to the wider community. In addition, we actively involve religious leaders and community leaders, and provide health and counseling support.

As a result of these efforts, positive changes have been observed. Applications for court exemptions for underage marriage have declined significantly, families are increasingly reconsidering their decisions, and children's participation in community activities has increased. According to statistics, the number of underage marriage cases decreased from 8,804 in 2020 to 4,150 in 2024. However, despite this progress, child marriage rates remain high in some rural areas.

Next, regarding sexual exploitation, there are cases in which women and children are transported to urban areas or tourist destinations through covert human trafficking and become victims of commercial sexual exploitation. Methods such as debt-based

recruitment, false job offers, and exploitation through the internet and social media have been reported. Children from rural areas are also increasingly becoming victims of online exploitation.

Indonesia has a national institution called the Indonesian Child Protection Commission (KPAI), which monitors violations of children's rights, makes policy recommendations, and conducts awareness-raising activities. At the local level, village heads, religious leaders, and schools work together to monitor children's situations. Communities share information about suspicious job offers or movements, and early responses are carried out when reports are made regarding human trafficking routes from rural areas to cities. However, these support systems are limited to certain areas, and budget and human resource shortages remain major challenges.

In conclusion, we believe that ensuring children can attend school every day, regardless of their circumstances, is the most effective solution. To achieve this, it is essential to provide tuition assistance, school uniforms, and free school meals, as well as flexible school schedules that take household situations into account. Creating a system in which attending school is more beneficial than working is, in our view, the most important and effective way to protect children from child labor, child marriage, and sexual exploitation.

#### Iran

①イランは中東に位置しており、豊富な石油・天然ガス資源に支えられたエネルギー産業を中心であるが、同時に、自動車・石油化学・繊維・建設資材等の製造業や、ドライフルーツや穀物生産も盛んである。政府は、資源大国としての基盤を確立しつつ、経済面における石油依存脱却を目指し、自動車や航空宇宙を始めとする国内産業の育成や産業の多様化を推進している。2024年の7月に新大統領が就任している。すべての国家、国民との公正かつ相互的な関係構築を外交方針として掲げており、多くの国との対話を望んでいる。議題に関して、自国内では多くの子供が人権侵害にあたる状況に陥っており、今まで国際的にも非難を浴びてきた。

②イランは、子どもを神より社会に託された保護されるべき存在として位置づけ、その固有の尊厳、生命の不可侵性および健全な成長の確保を、国家に課された根源的かつ最優先の責務であると認識する。この基本理念に基づき、児童労働や児童婚、児童買春およびその他一切の性的搾取、ならびに児童の人身取引は、宗教的観点、普遍的道德原理および国内外の法秩序のいずれにも著しく反する重大な人権侵害であり、いかなる事情においても正当化されない行為であると表明する。

第一に、児童労働に関して、貧困および社会保障や教育の不十分さに起因する構造的課題として捉える。この認識の下、子どもが家計維持を目的として労働を余儀なくされる状況について、その根本的な解消を目指す。また、ゴール2（児童婚の廃絶）に関して、自国はイスラム教を国是とする国家として、未成年児童の結婚を国内法上認めてきた。これは自国が批准するCRC等の国際法の理念に一致しないが、宗教的価値観を尊重した法体系に基づくものである。他方、イスラム法上、結婚には女性本人の合意が不可欠であるにも関わらず、近年、貧困を背景として未成年女子が意に反して婚姻を強いられる事例が確認される。これを踏まえ、自国は児童婚を国際的かつ人権上の課題として認識し、教育機会の喪失や健康上のリスクを考慮しつつ、一律禁止ではなく段階的正を重視する方針を提案する。なお、現行の国内法に対する外部からの過度な非難は慎むべきであると考える。さらに、児童買春および児童に対する性的搾取は、被害を受けた児童の人格的尊厳を著しく損ない、精神的・身体的発達に深刻かつ長期的な悪影響を及ぼし得る極めて深刻な犯罪である。これを踏まえ、イランは当該行為に対して断固として否定的立場を堅持する。最後に、児童の人身取引に関して、国境管理体制および法執行機関の能力向上を始めとする措置の実施を提案する。児童の権利の保護および児童搾取の根絶という国際社会における目的を全面的に共有すると同時に、その実施にあたって、各国の文化・宗教・社会的を尊重することが、持続可能かつ実効性ある国際的取組を実現する条件であると考える。

## Italy

① First, concerning goal 1 the elimination of child labor, while the numbers have been decreasing year by year, we cannot say it has been completely eradicated.

The current status of goal 2 is that while they were common in southern Italy until recent years, they have been declining due to campaigns to eradicate child marriage and numerous demonstrations within Italy.

Regarding the current status of goal 3, while domestic laws prohibit prostitution, they are effectively toothless laws, allowing prostitution to occur. This includes a significant number of cases involving children, prompting consideration of legal reform.

Regarding the current status of Goal 4, several human trafficking laws have been adopted, and efforts are being made to eradicate it, but the goal has not yet been achieved. Italy receives many refugees and immigrants each year, among whom there are numerous unaccompanied children, and these children are being drawn into human trafficking.

To summarize these points, while Italy is generally moving toward a downward trend, it still cannot fully protect children from all forms of exploitation. Additional measures and countermeasures, along with legal reforms, are strongly desired.

② When achieving these four goals we, Italian representatives, propose these policies.

The first proposal for goal 1 is, for all governments to encourage reducing taxes for parents with lower income to lessen their burden and support funds for paying school expenses which includes child support given according to the income. This would help children to go to schools and have better education and view of the world; that will help reduce the amount of child labour. Governments should offer scholarships to encourage students to stay in school as long as possible and offer various programs. We have data that students drop out of school earlier in Italy than in any other country in Europe. The reason for that is that mostly southern part of Italy has economic problems. In this case government could try to invest in making new jobs and offer families with low-income incentive so that children stay in school.

The second proposal is for goal 2, how to abolish child marriage. For this we suggest raising the minimum age of marriage to 18 years and including parents' and child's absolute consent. We also believe that detailed screening of both families and their background should be supervised by a third party and by the court. We do want to include personal and religious beliefs, but we strongly suggest that child's health and mental wellbeing is being put first. We could achieve that by sharing information about child's marriage information using social media, open talks and include these topics in regular school classes.

The third proposal refers to unvolunteered child's prostitution, where children are being forced to participate in sexual activities, including child pornography, that spreads through various online means. To restrict sharing prohibited materials, we suggest using AI as a tool to investigate possible images and videos in deep web. The police should create special units to catch up with the latest contents on the internet, in order to ban them. We should warn, and show children what to avoid and who to call, if being in danger. In order to recognize victims, we could invent and share a hand sign, for children to show to an adult, that they are in trouble.

The fourth proposal addresses goal 4, child trafficking. To solve this, we should raise awareness through media and classes in school education system, using pamphlets, lectures and learning how to proceed in those circumstances, by doing drills and issuing paper-based manuals. Furthermore, not only education system, but also border patrols should get daily updates on missing children using modern technology and receive training on latest equipment. Last, but not least, companies should thoroughly and on regular basis, check on the working conditions, such as child labour and identifying possible victims.

In the end we would like to conclude with the final thought, that these problems cannot be solved by few countries having different policies, but with an organized cooperation of all

countries, following the same actions formally and constantly through the power of the United Nations.

### Japan

先進国である日本では、鉱山や農園における重労働といった典型的な未成年者の不当な就労は少ない。しかしその一方で、日本独自の形態による深刻な権利侵害が問題となっている。特に多く指摘されているのが、未成年者の性的搾取である。繁華街の店舗などで少女が働くされるケースに加え、SNSを通じて巧妙に接近し、個人の尊厳やプライバシーを侵害する行為を強要する手口も存在する。また、家庭内の問題などを背景に居場所を失った子どもたちが都市部に集まる傾向が見られる。彼らは生活手段を確保するために危険な状況に身を置かざるを得ない場合が多い。こうした子どもたちは犯罪に巻き込まれやすく、公的な支援や保護の目が届きにくい環境下で、より深刻な権利侵害が生じている可能性が高いと考えられる。我々日本はこれらの権利侵害に対し、警察や児童福祉施設などの各機関と連携しながら対処することを目指している。

我々の世界共通の目標は自らの意思に反して労働・結婚・売春などの搾取から児童を解放すること。

我々は、児童を「1人の人間として固有の権利をもつ存在」として尊重し、その自由な意思決定を尊重する必要がある。しかし、数々の原因により、児童の望まない搾取が現在発生していることは明らかで、その児童たちに救いの手を差し向けることが今会議で必要なことである。現在発生している搾取とこれから発生するであろう搾取の解決に向か、それぞれに対処していく必要があると考える。

日本はこの問題の根本的な解決に向け、児童労働・児童婚・児童の性的搾取の根本にある教育、貧困、文化的慣習に焦点を当てアプローチをしていくべきだと考える。特に、児童が自ら自由な意思決定をくだし、それを表明することができる権利について知らせることができることが自らの意思に反した搾取を回避する上で重要である。UNICEFの発表にもあるように適切な中等教育を行うことは児童婚を3分の2削減することにつながるというデータもある。これは、児童が自らの権利を自覚・認識し、それを行使したからと考えることができる。この権利の行使は、意思に反した児童労働や児童の性的搾取についても同様に認められるはずのものであるため、教育の効果は児童をあらゆる望まない搾取から守ることにつながると言える。

また現在既に発生している搾取については、医療面、精神面でのケアを行うと同時に、これまで行うことのできるこなかった教育を施すことが望ましいと考える。望む国には国連主導で支援していくことが望ましい。

これらの対策を国連主体で行うと同時に、各国でも主体的に児童搾取の削減に取り組んでいくために、各国ごとに20年スパンで具体的な削減目標を決定し、それに基づいた政策を実施するよう求める。国連主導で提案する教育活動と並行して、国内での政策を着実に実行することで、より実効性を高めることができると考える。

### Mexico

現在のメキシコでは、子どもの権利保護や児童搾取が深刻な社会問題となっている。まず権利保護の観点から見ると、教育と職業選択に関する課題が大きい。義務教育は幼稚園から高校までとされており、就学率は比較的高い水準にある一方で、中途退学率も高い状況である。さらに、公立学校では設備不足や教員研修の遅れが目立ち、教育の質が十分でない状態である。

加えて、国内では技術者や専門職の需要が急増しているが、教育制度がその需要に追いついておらず、「人材は存在するが必要なスキルが不足している」という構造的な問題が生じている。また、公立校では職業教育が弱く、職業選択の幅が狭まってしまっている。さらに都市部では少女の搾取が顕著になっており、その背景には犯罪組織の関与があって、児童が人身売買や性的サービスに巻き込まれるケースが増加している。

次に、メキシコにおける児童搾取の根絶と子どもの権利の保護に向けた具体的な政策について話します。1つ目として教育の質の向上についてです。教育は子どもたちの将来を切り開くためのものであり、彼らが適切な知識と技能を持つことで、搾取の危険を減らすことが期待されます。質の高い教育を受けられる環境を整えるために、学校のインフラ改善や教員の質の向上に務めるべきです。

次に、無料の学校給食システムを提案します。学校に通う動機を高めるために、全ての学校での無料休職制度の導入とそれに伴う子どもたちの健康の改善を各国で助け合う、絶対に実行されるべき案だと考えます。

2つ目は生計向上についてです。経済的な安定は家族の子どもに対する意識を変え、搾取のリスクの減少に役立ちます。そのために2つの政策を提案します。

一つは職業訓練プログラムの拡充です。大人が持続可能な生計を立てるための職業訓練プログラムを設け、特に女性や若者を対象にした支援を行うべきです。これにより、家庭の経済力が向上し、子どもを搾取に巻き込む必要がなくなります。

もう一つは経済的インセンティブの導入です。子どもを学校に通わせている家庭に対し、経済的サポートを提供する制度を設けることで、教育を優先する環境を作ります。このような支援により、家庭の収入の一部に余裕が生まれ、子どもの権利が尊重されるようになります。

3つ目は法整備の強化です。法整備は児童搾取の防止において重要な役割を果たすものであり、法律が適切に機能することで、児童の権利が守られ、犯罪者が適切に処罰されることが求められます。そのために児童搾取防止に関する法律の強化を提案します。既存の法律の見直しを行い、児童搾取に関する刑罰を厳格化します。また、被害者支援のための法的フレームワークを整備し、裁判所による迅速かつ公平な対応を保障することが必要です。

以上の政策を提案します。

## Netherlands

①

オランダは、児童の権利に関する条約(CRC)の批准、そして頑固な国内法と社会福祉制度により、児童労働・児童婚・児童売春および性的搾取の発生率は世界的にも極めて低いレベルとなっています。しかし近年、グローバル化とデジタル化の進展に伴い、自国には新たに2つの大きな課題が生じています。第一に、オンライン空間における児童性的搾取(CSAM)の深刻化が挙げられます。オランダは現在、世界最大のCSAMホスト国の一であり、世界全体の約30%に相当するCSAMがオランダ国内のサーバー上に保管されているという極めて遺憾な状況に直面しています。第二に、グローバル・サプライチェーンを通じた間接的な児童労働への関与です。国内における直接的な児童労働は、厳格な労働時間法により禁止されている一方で、自国市場で活動する企業が、海外の調達網(カカオ、金、綿花等)において児童労働のリスクを含んでいる可能性があります。さらに、児童婚については、2015年の難民危機以降、海外で成立した児童婚の状態のまま入国する事例が確認されています。移民に伴う「児童婚の国内流入」という、法的・人道的に複雑な課題への対応が求められています。

②

オランダは、持続可能な開発目標(SDGs)ターゲット5.3の実現に向け、以下の三つの政策を提案します。第一に、"デジタル・プラットフォームに対する法的責任の厳格化"です。自国は、テクノロジー企業に対しCSAMの検出・報告・削除を義務付ける「EU児童性的虐待規則案」を強く支持します。この枠組みを国際基準へと拡大させることで、ホスティング事業者の免責範囲を制限し、国境を越えたオンライン空間での虐待の連鎖を断ち切る糸口になると考えられます。第二に、"サプライチェーンにおける児童労働デューデリジェンス法の国際的普及"です。オランダでは既に、企業に対して供給網全体での労働実態調査と是正を義務付け、違反企業には売上高の最大10%の罰金を科すなどの経済的抑止力を導入しています。このモデルを多国間合意の基盤としてすることで、搾取の上に成り立つ不当な市場競争を排

除し、企業の社会的責任（CSR）を法的に担保することができます。第三に、”法的保護の不整合を解消する国際連携の強化”です。これは自国が施行した「強制結婚（防止）法」に基づき、海外で締結された婚姻であっても、双方が18歳に達するまでは法的に認めないという「18歳未満の結婚の廃絶」の徹底を各国に促すものです。以上のように、オランダは国内の法的成果を国際的なスタンダードへと波及させ、全ての児童が搾取から解放され、安全に成長し得る権利を保障することを強く確信している。

## Nigeria

Nigeria is located on the western coast of Africa with a population of around 237 million people, making it Africa's most populated country. It is a country with diverse beauty, woven from a rich tapestry of cultures, natural landscapes, and vibrant urban scenes. It gained independence from the United Kingdom in 1960, and is now a democracy. It has the largest economy in Africa, by exporting oil, natural gas, and agriculture products such as cocoa.

The federal government of Nigeria reaffirms its strong commitment to ensure the protection of children's rights and to fight towards the elimination of child labour, child marriage, child trafficking, and child exploitation, in alignment with the international human rights framework and the Sustainable Development Goals. Nigeria recognizes that these challenges are complex and deeply connected to global economic conditions, regional instability, and historical inequalities, and therefore require comprehensive and cooperative solutions.

Nigeria has undertaken extensive efforts to understand and address the situation of children within its borders through evidence-based policymaking. National surveys conducted by the National Bureau of Statistics provide essential data that guide targeted policy responses, particularly in high-risk sectors such as agriculture, informal services, and supply chains. These findings reinforce Nigeria's belief that access to education, household stability, and community resilience are key to long-term prevention.

Child labour is highly prevalent in Nigeria. According to National Bureau of Statistics, 39.2% of children, which is about 24 million children, are in child labour. Many children work in agriculture, mining, street vending, and informal industries. Furthermore, Nigeria's minimum working age is still at the age of 12, which is not meeting international standards, increasing children's vulnerability to exploitation. Nigeria is actively working to change it, but economic pressures and social conditions continue to pose challenges.

Child marriage is another severe issue. Despite the legal minimum marriage being 18, more than 30% of girls in Nigeria are married before turning 18. Early marriage often leads to early pregnancy, which is dangerous for both mother and kids. Economically, child marriage limits national development, as it decreases the girls' opportunity to get education, and it is estimated that ending child marriage could generate Nigeria an additional 7.6 billion (USD) in productivity.

Nigeria is also dealing with child trafficking including “Baby Harvesting” businesses that kidnap girls and young women in isolated places and forcibly impregnated and their babies are sold. On top of this, many trafficking victims are subjected to rituals that mutilate their bodies, and are threatened with curses, taking away their will to escape. Many children are trafficked to other countries, under dangerous conditions and some do not survive.

In 2017, UNICEF reported that 48% of the girls in Nigeria were married before the age of 18 years old. Baby Harvesting business is one of the biggest contributors to this problem. Children are kidnapped and taken into child factories, forced to undergo sexual activities, and become pregnant even if they are not willing to do so. Also, most

young woman and families in Nigeria especially in the state of Borno, the only choice they must ensure sustainable livelihood and find adequate daily feeding only by obeying to sexual businesses.

In response, Nigeria has prioritized access to education as a core national strategy, strengthening school enrollment and retention for vulnerable children. Nigeria has committed to eliminate child, early and forced marriage by 2030 in line with target 5.3 of the Sustainable Development Goals. To take this into action, Nigeria made moderate advancement in efforts to eliminate the worst forms of child labour in 2024. We are also partnering with other countries by launching innovation challenge funds such as the International Labour Organization (ILO).

Nigeria strongly believes that the protection of children's rights can be effectively advanced through strong international partnerships and sustainable development initiatives. In this regard, we propose the "Learn and Earn Project," a family-centered program that provides government financial support to households that ensure consistent school attendance for their children. Nigeria will collaborate with nearby African countries through a collective initiative, titled "It's Time for Africa," to address shared challenges, while mobilizing international support social development. Investing in infrastructure, teacher training, and adult employment opportunities are also essential to addressing these problems.

In conclusion, Nigeria believes that protecting children's rights is essential to sustainable development and regional stability. While challenges remain, Nigeria is committed to modernization of laws, educational access, economic resilience, and international cooperation. The Federal Republic of Nigeria calls upon the international community to share responsibility and work collaboratively to ensure that every Nigerian child (字数オーバーのため削除)

## Philippines

私達の国であるフィリピンは国連子どもの権利条約を 1990 年と比較的早く批准しています。そのため、法律も整っています。しかし、全体では 4.3%、男子だと約 10 人に 1 人が児童労働をしてしまっているのが現状です。これに一番関わっているのは農業です。フィリピンでは労働人口の約 3 割が農業に勤めていますが、GDP に占める農業の割合は 16.8 パーセントです。よって利益率が低いため、結果的に児童労働が生まれてしまっています。また、フィリピンでは法律は整っていますが、秘密裏なら問題ないという風潮があり法律の執行力が高いとは言えません。社会的要因を変えていく必要があるのです。

私達は児童労働について、まず農業用機械の貸し出しのさらなる強化を強く求めます。フィリピンの児童労働のおよそ半分は農業に従事しています。農業用機械の有無で効率が大きく変わります。農業の効率がよくなれば児童労働は減ります。次にダーバン会議の成果文書におけるアフリカへの偏向を疑問視します。特に「農林水産業における児童労働の撲滅」という項目の 12 番の文章を元に「東南アジア」という言葉を今回の会議にて入れることを各國に強く要請します。農林水産業における児童労働で窮しているのはアフリカだけではありません。また、ラギー原則の 3 本柱の再確認を強く求めます。ラギー原則では国家や企業が人権侵害をせず、関与しないと定義されています。しかし、性的搾取や児童労働などの人権侵害が起こってしまっているのが現状です。この現状を誠に遺憾に思います。さらに、セーフガーディングの考えに基づき、unicef や NPO などに倣って、その他企業も努力し、人権侵害を起こさぬよう求めます。セーフガーディングとは関係者による虐待や搾取など子どもの権利に反する行為や危険を防止し、安心・安全な活動と運営を目指す組織的取り組みです。

次に性的搾取・児童婚についてです。2008年のリオデジャネイロ会議の「児童の性的搾取を防止・根絶するためのリオデジャネイロ宣言および行動への呼びかけ」という成果文書で「各國は国内レベルで 2 年ごとの公開報告を行う。」と書かれているのにもかかわらず、公開報告がほとんどの国で行われていないことに懸念を抱きます。そこで更に強い文言に変え

ることを要請します。

最後に人身取引の防止をする為に国際機関による各国の人身取引防止に対する評価制度を導入することを推奨します。理由は現状の「国際人権取引防止議定書」では各国の具体的な実施状況を測定できていない為です。

以上の政策を私達は提案します。

### Republic of Korea

①

今議題に関して、韓国では主に二つの問題に直面している。それは韓国が人身取引における経由地になっている点と、自国に輸入される商品のサプライチェーンが不透明で、児童労働を含む非倫理的な生産方法が用いられている可能性があることだ。

教育分野において韓国は多くの政策を打ち出し、特に教育格差の是正に重点を置いている。相対的貧困に苦しむ家庭や多様な文化的背景の家庭でも等しく質の高い教育を受けられるよう資金援助などの政策をうちだしている。教育のデジタル化や教師の権利保障なども行っている。

また、韓国政府は多くの児童の権利に関わる条約に署名、批准をしている。

国内でも条約に基づいた児童権利の推進のための法整備が行われていて、青少年保護法、児童・青少年性保護法、人身売買等防止法などがある。これらを通じて、韓国国内での児童の搾取を厳しく取り締まり、これらの犯罪の根絶を目指しています。

②

今会議では、韓国は三つの目標に向けて政策を提案する。これらは、①児童の人身取引の取り締まり、②サプライチェーンの可視化、③教育による児童搾取の防止だ。

児童の人身取引とは、搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は收受することで暴力等の手段が用いられない場合も人身取引だと定義する。その上で、各国は人身取引と戦うべきであり、防止すべきである。具体的な手段としては、国際組織犯罪防止条約人身取引議定書に基づく法の整備又は見直し及び強化、国境管理の強化、人身取引の調査などを提案する。また、人身取引にの被害者の児童の身体的、心理的、社会的回復のため、物的援助や資金援助を行うことを推奨する。加えて、国内での人身取引防止の為の専門機関の設置を提案する。

サプライチェーンの可視化のために、自国は①原材料の国際基準と②企業のサステナビリティー・デュー・デリジェンス（SDD）の政策を提案する。一つ目は、児童労働の7割が農業で行われているため、自国は原材料生産における児童労働の国際基準をILOを通じて制定し、その基準の遵守の認証制度を制定する。この認証制度によって、消費者にも国際基準を遵守している製品がすぐに分かり、児童労働を不使用の推進やサプライチェーンの可視化へと繋がる。また、認証を受けた農場を含む施設を定期監査し、持続的な基準遵守を確認する。二つ目は、企業のサステナビリティー・デュー・デリジェンス（企業が自社の事業活動やサプライチェーン全体における人権への悪影響を特定し、予防・軽減・是正するための調査・プロセス）の実施を推奨し、その実施のためのマニュアルをILOを通じて作成する。

教育による児童搾取の防止のために、自国は途上国の格差是正と教育アクセス向上による児童搾取の防止を目指して、UNESCOを通じた技術的支援を提案する。

### Saudi Arabia

①

自国は子どもの権利条約を批准し、児童労働や子どもへの搾取を制度上は禁止しており、就学率も高い水準にある。一方で、宗教や文化が社会規範に強く影響する国である為、子どもを取り巻く実態は外部から把握されにくく、数値として可視化されにくい可能性がある。また、子どもは年齢的に自らの意思や権利を十分に主張することが難しく、家庭や地域社会、宗教指導者、教師など周囲の大人の同調圧力の中で、自身の置かれた状況を問題として認識できない場合も考えられる。自国には児童通報ホットラ

インや家庭内暴力通報制度、オンライン通報制度など複数の国内通報制度が存在するが、利用時間の制限やアクセス環境への依存など子どもが実際に利用するまでの課題も残されている。さらに自国は子どもの権利条約の通報制度に関する選択議定書には加盟しておらず、権利侵害が国際的に可視化されにくい構造も課題である。宗教的価値観を尊重しつつ、将来を担う子ども自身の声を安全に拾い上げる仕組みを整える事が、今後の重要な課題である。

②

自国は、移民の多い社会構造や周辺地域の紛争状況を背景に、移動や社会的脆弱性の中で子どもが人身取引や搾取に巻き込まれるリスクに対応する政策を提案する。しかし現在、児童労働や人身取引を含む子どもの権利侵害に関する実態が、移民の子どもや周縁化された集団を含めて十分にデータとして可視化されているとは言い難い。宗教的・文化的要因や通報制度へのアクセスの困難さにより、権利侵害が表面化しにくく実態把握が不十分となっている可能性がある。短期的には、国境周辺や主要都市において、移民や難民の子どもを対象とした緊急保護体制を強化し、人身取引や搾取の兆候が確認された場合には子どもを優先的に保護する原則を徹底する。また、多言語対応の通報窓口を整備し、国籍や滞在状況に関わらず安全に支援へアクセスできる環境を整えるとともに、通報件数や保護事例を匿名化した形で集約し、基礎的な統計データとして蓄積する。中期的には、移民家庭の子どもが公共制度から排除されないよう制度的保障を進め、学校や地域社会と連携し、失踪や長期欠席などの兆候を早期に把握する仕組みを構築する。加えて、宗教指導者や教育関係者に対する研修を実施し、子どもの権利の尊重が宗教の価値観と両立することを共有することで、誤った解釈や同調圧力による権利侵害を防止する。同時に各国同士優劣をつけず、継続的なデータ収集を行い児童労働や搾取の状況を時系列で把握する体制を整える。長期的には収集したデータの推移を分析し、政策の効果や課題を検証した上でその結果を基に定期的な国際会議を開催し、改善策を協議することを求める。将来を担う子どもたちのために実態を可視化し、根拠に基づいた政策形成を継続的に行うことこそが、子どもの搾取が生じにくい社会構造の実現につながると考える。

### Singapore

①シンガポールは1995年に「子どもの権利条約（CRC）」を批准し、子どもの「生存、保護、発達、参加」の権利を保障することを国家の義務としている。我が国の基本姿勢は「強固な法整備と社会制度を通じて、子どもの安全と将来の可能性を最大限に引き出す」である。

国民全体が高所得で、厳しく制限・規制された国家のため児童労働の発生は確認されていない。また、結婚できる年齢は21歳からで18歳～21才未満は両親の同意が必要と決めており18歳未満で結婚することはほぼない。

我々は特にオンライン上の児童の性的搾取について話し合いたいと考えている。2020年からシンガポールの警察当局で「オペレーション・サイバー・ガーディアン」を開始した。日本や韓国、タイなどと共同捜査を五週間行いオンライン上の児童の性的搾取事犯の集中取り締まりを行い、犯罪者を大量に摘発することができた。

②我々のグルーピング案としては、先進国、新興国、発展途上国に分けることを提案する。その理由としては、グループ別で立場が近い国と現状確認、課題、政策などといったことを相互確認し、スタンスを明確にしてから、他グループと意見交換し、コンバンしたいと考えているためである。シンガポールは多民族国家であるからこそこの政策を提案していきたいと考えている。

SNSやオンラインゲームを通じた「オンライン・グルーミング」が新たな脅威となって

いるそのため、上記(①)の通り2024年にも他国と協力した一斉摘発「オペレーション・サイバー・ガーディアン」が行われている。この取り組みの国際協力の強化を訴えて、捜査がより幅広く行われ、最終的には犯罪者の撲滅を目指す。

児童労働を根絶させるためには、発展途上国の生産性を上げる事が重要であることが必然的である。そのことを踏まえて各国に対して、フェアトレードを積極的に実施することを要請する。

ILO第138号条約、第182号条約で定められている通り、児童労働とは、子どもが大人のように働く労働、すなわち義務教育を妨げる労働や、18歳未満の危険有害労働のことを指すことを再度認識する。

子どもの労働時間・労働内容・年齢を具体的に決めるガイドラインを作ることを要請する。最終的に児童労働の撲滅を目指すが、現段階で完全な撲滅は難しいと考えるためにまずはガイドラインに沿って現状を解消することが望ましいと考える。

また、子どもが教育を受けることが困難な発展途上国に対し、教育支援の目的で積極的に支援金を拠出していくことを要請する。今の世帯の子ども達に教育を提供して、その子ども達が教育の大切さを認識し、成長後次の世帯の教育にも貢献することで良い循環となることを目指す。

## Sweden

[Redacted]

## Switzerland

スイスは、児童労働の発生率が極めて低い国の一であり、最悪形態の児童労働も重大な問題とはされていない。また、人身取引の分野においては、人身売買撲滅のための最低基準を完全には満たしていないものの、問題の解決に向けて多大な努力を継続している。その結果、米国国務省が毎年発表する「人身売買報告書（Trafficking in Persons Report）」において、2025年はティア2の評価を受けた。また、スイスには、スイス刑法（SCC）第187条に基づき、子供との性行為が禁止されている。犯罪の深刻さに応じて、第189条 SCC（性的暴行）または第190条 SCC（レイプ）など、法律のその他の条項も適用される場合があり、子供を保護する法律が作成されている。スイスは新たな公的枠組みとしてプラットフォーム規制の導入で通信プラットフォーム法案や責任の明確化、通報や相談体制の強化をすることにより心理的ハードルを下げるための官民連携が進んでいる。スイスは以下の政策を提案する。まず、国内児童保護制度の統一と強化である。州や地域ごとに共通する最低限の児童保護基準を設定し、被害児童の保護や通報を標準化を提案する。また、早期発見と予防を重視する。短期的な政策としてオンライン上のAIを活用した児童虐待コンテンツの児童検知システムの導入支援、子供への体罰を法律で禁止する明文化、人身売買のリスクがある国際養子縁組に対し、透明性の高い新基準を策定。中期的な政策として、州によるばらつきのある被害者特定プロセスを標準化し、保護、法的アドバイスが受けられる体制を構築する。教育現場へのデジタルリテラシーの義務化、ネットを通じたグルーミングから身を守るためのカリキュラムを義務教育に取り組む、人身売買など、搾取された子供の保護として心理ケアを受けられるシステムを作る。長期的な政策として子供を保護の対象ではなく、子供が政策決定のプロセスに参加できる仕組みを拡張し、企業に対するサプライチェーンにおいて児童労働や搾取が行われていないかの監視、報告する法律の完全義務化、過去に行われてきた歴史的搾取を教科書に明記し、児童への搾取は許されない行為であることを次世代に継承することなどの政策を掲げる。現状、デジタル化によるオンライン上での被害が急増しているため以下の政策を提案する。映画、ビデオゲーム分野などオンラインストリーミングやデジタルプラットフォームにおける児童保護を強化するため、映画のストリーミングサービスやビデオゲームの販売サイトに対し、厳格な年齢確認システムの義務化、コンテンツの内容の表示を明確にラベルに表示することを義務化させる。既存の刑法の運用や改正を進め、せくすトー

ションへの厳罰化、警察と州警察が連携したNEDIK(デジタル犯罪ネットワーク)による捜査の強化、児童ポルノ画像の所持や拡散を処罰の対象とする法的解釈の確立をし、AI生成コンテンツへの対応の強化を進める

## Thailand

①

自国で、小学校を卒業して働いている子どもは400万人に相当するといわれており、児童労働は、国内外で大きな問題となっています。理由として、子どもの働く場所が都市部から農村に移りつつあり、事態の把握が困難になっていることや、国内の少子高齢化による人手不足があげられる。特に、タイの水産加工産業で働く子どもは、他の産業よりも職場における危害にさらされる頻度が高く、怪我をする確率が2倍になっています。15~17歳の働く子どもを対象にした調査からは、児童労働法の存在を知っていたのは回答者の4分の1に過ぎず、水産加工業の中心地帯に住む子どもの約10人に1人が児童労働に従事していると言わわれています。

また、人身売買によって、強制労働や売春を強いられている子どももあり、この日本でも売られたタイの子どもが働いていると言われています。特に、タイ国籍を付与されない山地民や難民、またタイ近隣諸国から流入した移住労働者の子どもなども出生届や身分を証明する書類もなく諸権利を行使できない脆弱な状態にあり、人身売買の対象とされやすいです。タイは人身売買の送出国にグルーピングされていますが、この産業で働く移民の子どもはまた、普通のタイ人の子どもよりも平均で週に6時間長く働いており、3分の1が学校に通つておらず、受け入れ国としての問題も深刻化しています。

②

自国は、アジア諸国の中で、他国に比べて人身売買対策に先進的に取り組んできた国であるとされていて、2003年に「女性と子どもの国内外における人身取引の予防、禁止にかかる国家政策および計画」、2008年には人身取引防止法が制定されている。効果はあるが、大きく国が変化しているとは言えない状態にあり、米国務省「人身取引報告書」による評価では、ティア2という、「最低基準を満たしていないが、相当の努力を行っている国」という位置づけになっている。今後もこの政策を行い続け、取り締まることが大切である。

人身売買は、連れ去られるだけでなく、親が貧しくて子供を売ることもあるので、貧困は人身売買の要因となることがあるといえる。タイでは、特に農村部において、経済的困難から必要な基礎教育を受けることのできずに働かされる子どもが多い。タイの法律では、12歳以下すべての子どもたちは無料で学校教育を受ける権利が保障されているが、実際には、制服代や文具代などの関連費用が発生し、貧困家庭にとって大きな負担となっている。自国では工場内に学校を設置し、労働者教育を促進するパイロットプロジェクトを2003年から実行しているが、工場だけでなく、農村や外国から来た子どもたちへの支援も必要である。例えば、制服代などを国が補助し、お金がなくても学校に通えるようにすべきだ。

また、人身取引及び関連犯罪への当局の共謀が人身取引を永続させている。これは、タイ国境や国際空港でブローカーや密輸業者から賄賂を受け取り、ビザやその他の入国管理  
[\(字数オーバーのため削除\)](#)

## Türkiye

我が国トルコは国民の99%がムスリムであり、宗教的な価値観・家族観が国民の価値観や行動指針に根差し大きな影響を及ぼしている。トルコ国内における結婚可能年齢は18歳となっているが、親の同意があれば17歳から、裁判所の判断を仰いだ場合には16歳から結婚することができるうえ、それより幼い年齢での結婚も国内では多く行われている。アジアとヨーロッパの二つの大陸を繋ぐという地理的特性から、政府は対策を強化しているものの、人身取引の中継国となっている現状がある。

また、我が国は世界最大の難民受入国であり、シリア内戦で発生した難民を400万人以上

受け入れている。国内において自国民の子どもの権利を守るために法整備は一定程度整備されているものの、難民の子供は統計や監督の枠外に置かれやすく、急激な流入により教育をはじめとする社会インフラが十分に追いついていない。そのため、政府は難民の子供への公立学校の入学を提供しているものの、言語の壁、情報不足による就学未登録、家庭内の貧困、学校のキャパシティといった問題が教育アクセスを妨げている。その結果として、多くの子どもが児童婚や児童労働といった様々な形態の搾取にさらされている。

こうした問題の背景にあるのは、難民という国を逃れるしかなかった人々に対する国際社会の援助の不足である。子どもたちの貧困を解消し、教育を施し、適切な生活を行うことができるようすることは、我が国だけで達成できる目標ではない。

よって、トルコは今会議において支援を最も重要視する。特に必要不可欠なのが、教育に対する支援である。低価格な公立校での教育機会を提供するためには、学校や教師の数を増やし、母語と現地語の壁を解消し、就学のために必要な情報や手続きを円滑に行えるようサポートするための金銭的・技術的、人的支援をお願いしたいと考えている。支援の形態としては、UNICEFなどの既存の国際機関を活用した多国間支援を提案する。

加えて、今会議で設定されているゴールを達成するために、我が国は人々の意識改革を行うことが重要であると考える。国民の人権意識には各国間で大きな差異があり、自国をはじめとする多くの宗教・文化の影響が色濃い国においては、制度を整備したとしても効果が限定的になってしまう。子どもの権利を守ることへの理解と意識を高めるために、各国が協力して教育プログラムの導入やキャンペーンなどの積極的な実施を進めるべきである。

## U.S.A.

①我々は、児童搾取の解決に向かって様々な規制を行っているが、まだ整備しきれていない部分も存在する。児童労働に関しては、18歳以下の子どもに対して、各年齢や分野に応じて、危険と判断された職場での労働を規制している。しかし、まだ児童労働は国内で起きており、最悪な形態の児童労働をなくすために解決に向かって取り組まなければならない。児童婚に関しては、国全体としては親や保護者の同意、裁判所の承認を必要とする一部の例外を除いて児童婚を禁止している。さらに、一部の州では18歳未満の結婚を全面的に禁止している。児童買春や性的搾取に関しては複数の連邦法で規制している。また、オンラインの性的搾取に関しても、法規制を行っている。法整備に加えて、全米行方不明・被搾取児童センター(NCMEC)で国内の児童搾取の被害者支援を行っている。そして国際的には、ILOの国際児童労働プログラム(IPEC)をはじめ多くの国際プログラムに財政面の援助を行っている。このように我々は児童搾取に対する規制は整えられているものの、児童搾取の廃絶に向けてまだ取り組まなければ課題も存在している。

②我々は、児童搾取を、実在の子どもの権利が侵害されて子どもが被害を受けることであると定義し、それに加えて各国で児童搾取解決に向けて規制していくことを提案する。また、世界全体で児童搾取を解決していくために以下の政策を提案する。まず、短期的アプローチとして、各国で法整備の見直しを推奨する。そして、それらの制度を整備するために、2つの中期的アプローチを提案する。一つ目は、制度整備や被害児保護に対する金銭的・技術的支援を余裕のある国が行っていくことである。児童労働に関する制度整備はILOを通して行い、他はUNICEFを通して行う。制度の内容は各国の事情を踏まえ、国際的な定義に従いつつ各国で決めることとする。二つ目は、オンライン性的搾取について、ITUやUNODCなどの既存のガイドラインをもとに、各国でガイドラインを作ることを推奨することである。オンライン事業者などに向けて、児童性的人身取引を検知し通報するための具体的な手順を示す。また、我々はこれらの児童搾取の根本的解決に向けて、2つの長期的アプローチを提案する。一つ目は、児童搾取の危険性や子どもの保護の重要性を人々に伝えていくための啓蒙活動を行うことを各国に要請することである。人々、特に保護者の意識を変えていくことで根本的に子どもに被害が及ばないようにしていく。二つ目は、教育や貧困に対する金銭的・技術的支援をUNICEFを通して余裕のある国が行っていくことである。教育の機会の

欠如や貧困は児童搾取の根本的な原因をなっているため、それを解決していくことで児童搾取から子どもを守っていく。

### United Kingdom

イギリスでは、子どもの権利の促進のための政策が進んでおり、児童労働は完全に禁止されている。また、2024年には法定結婚年齢は18歳以上に変更された。法的拘束力のない儀式での強制結婚を含む子どもの強制結婚は違法行為として罰せらる。また、2015年から人身売買等被害者を発見した場合に内務省に通知することが義務化され、The National Referral Mechanism(NRM)という情報照会システムが確立している。政府には子どもをオンライン上の児童性的虐待から保護する専門機関があり、匿名で相談できるチャイルドラインも設置されている。その一方で、依然としてオンラインを通した子どもの被害は多く、被害を未然に防ぐために至急対策が必要である。こうした自国の現状を踏まえて、イギリスは以下の政策を提案する。第一に、子どもの保護シェルター、ホットラインを早急に設置することを各国に要請する。第二に、児童の権利侵害を促進させている根本原因である不公正な取引を撲滅するために、フェアトレードの促進や、各国が企業に対してサプライチェーンの透明化を義務付ける。

また、今日の子どもの人身取引、売春、性的搾取は、各国内にとどまらず国境を超えて行われる卑劣な行為であるため、追跡が非常に困難になっている。そこで既存の国際機関と国連の連携を強化し、早期かつ低コストでの課題解決にあたりたい。具体的には加害者に関する情報について各国における被害通報システムを拡充し、INTERPOLとの連携を図ることで国境を超えた情報共有を行う。また、オンライン上での被害の拡大も踏まえ、virtual global task forceなどの専門組織とも協力し、オンライン上での被害者の保護を図る。最終的なゴールである、あらゆる子どもの権利侵害をなくすために、将来的には潜在的被害者の保護システムの構築も考えている。

### Yemen

① イエメンで2014年から長期化しているテロ組織のフーシ派によるクーデターは国家主権を侵害し、インフラを破壊し、自国民の権利を守るために国家としての取り組みも阻害している。フーシ派は子供を単なる労働力として搾取することを目的に、思想教育や脅迫を通じた事実上の強制的な子どもの徴兵という重大な人権侵害を行っている。加えて、クーデターは経済的困難を巻き起こし、国民の基本的サービス・資源へのアクセスが制限されている。そのような状況下で、食料や医療を貰えなくなった家庭が生存戦略として娘を早期に結婚させるケースが後を絶たない。国内で脆弱な立場に置かれている少女や難民なども生存のために売春などの有害な対処手段に追い込まれているとともに、暴力や性的人身売買などのリスクにもさらされている。自国はこれらの問題に対して、限られた資源や資金の中で、国際条約に定められた義務を果たすための努力を行なっている。

② 自国はフーシ派によるクーデターが現在も継続する中で、子どもの保護を最優先事項として取り組んでいるものの、多くの子どもが教育や人道支援を必要としているなど、子どもを取り巻く環境は依然として深刻である。このような深刻な人道危機において、子どもの権利が十分に保障されず、深刻な搾取に直面するケースは決して特定の国のみの例外ではない。

世界では今もなお紛争下に置かれている国家は様々な経済的及び政治的障壁が立ちはだかっており、国際条約や国連で合意された基準を十分に履行できない状況である。この現状と、今会議が子どものための特別会議であることを踏まえると、今会議の中心的な目的の一つは紛争下など最も困難な状況にあり、極度の搾取に苦しむ子どもたちがいることに国際社会が向き合い、彼らを最悪の状況から救うことが最優先にされるべきであ

ることを認めることであるはずだ。子どもが労働力や取引の対象とされ、あるいは家族の生存戦略のために犠牲にされる状況は国際社会で決して見過ごすことはできない。もちろん国際社会ではすでに高水準の権利保護を実現できている国家も多くあるが、このような現状を考慮せずに、全ての国に一律の達成すべき基準を求めるることは、かえって最も脆弱な立場に置かれている子どもたちを取り残す結果をもたらしてしまう。

具体的には、全てのゴールに共通する根本的原因である貧困に対処するために、国際社会に包括的かつ公平で質の高い教育や社会保障へのアクセスの確保などを危機的状況にある国家に支援するよう求めたい。加えて、児童婚を防止・廃絶するための行動計画の策定支援などの制度面からの支援によってそれらの国家が長期間にわたって子どもの権利保護を自律的に行えるような状況を作ることも重要である。このような支援や手段を取ることは、搾取のない社会を確保するための第一歩であり、最悪の状況から子どもを救うためのものである。

### Zimbabwe

ジンバブエは2000年代以降、ハイパーインフレ、失業率の高さ、通貨価値の暴落など深刻な経済危機に直面してきた。その結果、家族が生きるために子どもが働くを得ない状況が生まれている。また、多くの家庭は農村部に住んでおり、その農村部ではタバコ・砂糖きびなどの農園などで、子どもが働くことが「家族の一員として当然」という文化が根強く、これが児童労働の根本的な理由のひとつである。またジンバブエの教育は完全に無償ではないため、貧困家庭は子どもを学校へ通わせることができない。さらに社会保障も十分に整っておらず、家庭が困窮しても、国が支援することができず、残念ながら子どもが搾取されることにつながり、悪循環になっている。

もちろん1990年に子どもの権利条約に批准してから、ジンバブエは子どもの権利の保護に努めてきた。ジンバブエでは18歳未満の結婚を法律で全面禁止しており、児童婚撤廃に積極的である。児童労働に関しても、国内法の改正などを行い、監視を強化しているが、現状、農村部では依然として存在している。これは子どもの最善の権利を侵害するものであるため、迅速な解決へ導くべきであるが、児童労働がなければ生活が成り立たない家庭が多く存在するため、段階的に進めていきたいと考えている。また児童買春・性的搾取においては、社会的支援サービスの不足、特定の宗教団体の女性差別的な考え方、資金不足による監査官の不足、法的効力の弱さなどを背景として、未だに解決への道は遠い。

先述の通り、ジンバブエは児童婚の撤廃、段階的な児童労働の削減に積極的である。そしてこれらの問題を国際的に解決していくために、主権と文化を尊重しつつ、「教育へのアクセスの改善」「国際協力」「現実的で段階的なアプローチ」の3点を行うことを重要視している。短期的な政策としては、ILOと協力して、国境管理・取り締まりの強化を目指す。中期的な政策は、教育アクセスと社会保障の拡充のための技術支援や金銭支援などの枠組みを整備すること。また国際機関や隣国との情報共有や国境を越えた人身取引対策を円滑にするための地域協力や連携の構築である。長期的な政策としては、児童婚や差別、偏見を生み出す価値観そのものを変えていくため、ジェンダー教育を各國で行うことである。

総じて、ジンバブエは児童婚や児童労働、性的搾取が子どもの未来を奪う深刻な問題である。その根絶のため、国家として責任を果たす意思があると考える。しかし、極度の貧困や農村の実情を無視して、一律に禁止とする行為はかえって子どもたちをより危険な搾取に追いやるリスクがあると思う。この問題は自国だけでの解決が難しい、だからこそ、国際機関や隣国との連携を強化ならびに技術や金銭支援の両面での国際協力が必須であると強く認識している